



## 日本における中小企業の知財政策に関する一考察

東和知的財産研究所  
 研究員  
 池谷 光司

### 1. はじめに

2002年2月の小泉純一郎首相の施政方針において、「研究活動や創造活動の成果として戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目的とする」演説され、2003年には「知的財産基本法」が成立し、2003年には内閣に知的財産戦略本部が設置し、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画が策定された<sup>1</sup>。経済強化の切り札として、知的財産は多くの注目を集めた。具体的には大企業中心に部署名称を特許部から知的財産部、知的財産センターへ変更や知的財産部門そのものを分社化する企業も現れた。一部の企業ではその年の知的財産の実績を記した知的財産報告書を発行した。また最近ではパナソニックが豊富な未使用特許を他社にライセンス供与して使用料を得たり、不要になった特許を売却したり、特許の現金化を行う知財活用プロジェクトが進行している(日経ビジネスオンライン, 2013)。

2012年度版「特許行政年次報告書」によると、日本企業が国内への出願を意味する特許出願件数の推移では、2005年の427,078件をピークに減少の一途を辿っている。一方で日本企業が海外への出願を意味する国際出願件数によると2002年が13,879件に過ぎなかったのに対し、2011年には37,974件と約3倍に跳ね上がっている。つまり、日本企業の戦略は国内で製品・サービスを輸出する戦略に加え、新たに知的財産権を通じた戦略にシフトしているのである。

<sup>1</sup> 知的財産権とは、特許、実用新案、意匠、商標などがあり、特許庁の審査で権利と認められると、その知識の独占権を得ることができる。

また、国際協力銀行が日本の中小企業へ行ったアンケート調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」の中で、今後3年程度で海外事業を強化すると回答した企業が78.5%に上った。つまり、日本企業は大企業に加えて、中小企業も海外展開を検討している動きが活発化しているのである<sup>2</sup>。

そこで小稿は国の中小企業に対する知財政策に焦点をあて、経済産業省のレポートを参照しながら、我が国における中小企業の知財政策の課題について検討することにしたい<sup>3</sup>。

### 2. 中小企業に対する取り組み

経済産業省は2004年から知財立国実現へ向けた中小企業に対する取り組みの一環として、次の2つの支援を実施してきた。

#### (1) 地域中小企業知的財産戦略支援事業

地域の中小企業342社に対して知的財産や経営の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業における知的財産を活用するためのビジネスプランや知財戦略の策定の支援を行った<sup>4</sup>。

2004年から3年間、知財モデル事業として、12社に対して知財コンサルティングを実施した(中小企業基盤整備機構, 2006)。この事業では技術力がありながらも、大企業に比べて不十分であった中小企業のために知的財産に対する活用・保護などの知識に加えて、知財戦略を導入するための考え方、方法論、コンサルティングを行った。

#### (2) 地域における知財戦略支援人材の育成事業

2007年から2年間、中小企業の知財経営を支援する人材の育成を目的に、地域における知財戦略支援人材の育成事業を実施した(特許庁, 2010b)。この事業では中小企業75社、191名に対して知的財産や弁理士や中小企業診断士などの経営の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業における知的財産

<sup>2</sup> 国際協力銀行業務企画室(2012)p.23を参照。

<sup>3</sup> 中小企業の定義は中小企業庁の定義に準拠する。

<sup>4</sup> 事業は国から一律に実施するのはなく、各都道府県等の中小企業支援センターにて事業展開が行われている。

の活用するためのビジネスプラン等の支援を行った。

引き続き、2012年版「特許行政年次報告書」を参照しながら、中小企業に対するその他の支援についてみてみよう。

#### (1) 海外展開する企業等への支援

##### ①海外知的財産プロデューサー事業

中小企業が海外進出の際に、その国の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術支援移転、知的財産戦略の策定、知的財産全般の多様なマネジメント支援のために、工業所有権情報・研修館にプロデューサーを配置して支援を行った。

##### ②新興国知財情報データベースの開設

中国等の新興国における知的財産をめぐる紛争が激化する中で、新興国における出願等の知的財産実務を考えるに当たっては、その国の知的財産に関する情報の収集及び分析が不可欠である。そのため、2012年度から特許庁 Web サイト上に新興国知財情報データベースを開設して、海外の知的財産リスクに対応するために訴訟情報等の実務情報を公開した。

##### ③地域中小企業に対する外国出願支援

海外での事業展開は、知的財産権侵害に対応するために海外での権利取得が重要である。特許庁では2008年度から中小企業の海外出願(特許、意匠、商標)を支援する都道府県の中小企業支援センターの活動に対して、補助金を交付した。

##### ④外国産業財産権制度等に関する相談

国内の中小企業等に対して、産業財産権侵害対策及び海外の産業財産権に関する相談事業を実施した。

#### (2) ワンストップによる解決支援(知財総合支援窓口)

2011年度から知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置して、さまざまな専門家や支援機関とも連携して知的財産のサービスを行った。

#### (3) 相談窓口

産業財産権に関する一般的な相談や、特許電子図書館(IPDL)に関する相談、電子出願に関する相談を専門スタッフが受け付けを実施した。

#### (4) 制度の普及啓発への取組

##### ①知的財産制度説明会

知的財産権制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、さらに知的財産権の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者のレベルに応じた階層別の説明会として「知的財産制度説明会」を全国各地で実施した。

##### ②産業財産権専門官

中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業や自治体職員を対象としたセミナーの講師や中小企業での個別訪問等を通じて、知的財産制度及び各種支援策に関する普及啓発や人材育成を行った。

#### (5) 出願・審査・審判に対する支援

特許料・審査請求料の減免措置、早期審査・審理制度、出張面接審査等を実施した。

#### (6) 専門人材による支援

新たなイノベーションを創出するために、研究開発機関に対して知的財産のマネジメントに関する専門人材を派遣している。公的資金が投入された研究開発プロジェクトには知的財産プロデューサー、また大学が知的財産活動を行うにあたり、管理体制を構築するために広域大学知的財産アドバイザーが支援した。

#### (7) 知財情報の提供

大学等向け IPDL 公報固定アドレスサービス、論文検索と特許情報の統合検索サービス、開放特許情報データサービス、リサーチツール特許データサービス、知的財産権取引業者データサービスの提供を行った。

#### (8) 地域における支援体制

地方公共団体と連携を取りながら、地域の特色やニーズを踏まえた活動支援を行うために具体的には経済産業局の所轄地域に特許室や地域指摘財産戦略本部を設置し、知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進を図った。

### 3. 今後の課題

最後にまとめとして、今後の知財政策の課題を整理したい。

第一に、海外への特許出願に対するサポート強化を必要としている。冒頭でも

述べたように日本企業は海外への出願を意味する国際出願件数は年々増加している。一方で近年、景気低迷や新興国企業の台頭から国内市場が縮小になり、中小企業の特に製造業では海外事業を強化する動きが加速しつつあり、海外生産比率が増加する傾向が見られるので、国は海外への出願方法やビジネス展開含めたきめ細かいトータルサポートを行っていく必要がある。

第二に、都道府県等の中小企業支援センターを強化することが求められる。2010年に特許庁の支援事業を受けた中小企業を対象に行った調査結果によると、知的財産の理解力や特許電子図書館の利用頻度が向上し、また研究開発を効率的に行うようになった、と成果が現れている<sup>5</sup>。業界で違いがある人材・資金等の経営資源の不足や必要な情報の不足が指摘され、既に多くの支援が実施されているが、既存支援に対する認知度や利用状況は全体的に低く、公的支援策について情報を広く周知させることが、まずは必要であると考えられる。

第三に、模倣品被害への対応が求められる。特許庁の2012年度「模倣被害調査報告書」によると、2011年度に模倣品の被害を受けた中小企業の割合は21.3%に上った<sup>6</sup>。被害を受けた企業のうち、模倣品の生産国としては、中国64.4%が最も高く、続いて韓国22.8%、台湾22%によることが分かった。このような国々で製造された模倣品は国内へ多く輸入されている実情があり、模倣品によって日本企業への売上が失われているという統計も存在する。国内の消費者に対しては模倣品に関する認知をより一層進める必要性があり、模倣品を輸入している企業や個人に対しては規制を設けること必要がある。また何よりも模倣品を製造している国々に対して、さらなる模倣品取締りの強化を要請する必要がある。

## 参考文献

- 中小企業庁(2012)『中小企業白書 2012年版』
- 中小企業基盤整備機構(2006)『中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル』
- 加藤 浩(2007)「知的財産を巡る現状と課題」『情報の科学と技術』,57巻10号,pp.466-471. (<http://ci.nii.ac.jp/els/110006388897.pdf>)
- 木村真己(2009)「中小企業に対する知的財産戦略支援等の取り組み」『特許研究』, No.48,9月号,pp.80-86.
- 国際協力銀行 業務企画室(2012)『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』, 国際協力銀行.
- 日経ビジネスオンライン(2013)「パナソニック、未活用特許を資金源に」、2013年1月16日号.  
(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20130111/242094/>)
- 鈴木公明(2010)『企業統合と知的財産』経済産業調査会
- 特許庁(2009)『ココがポイント! 知財戦略コンサルティング』特許庁.
- 特許庁(2010a)「平成21年度地域中小企業知財経営基盤定着支援事業: 知的財産経営の定着に向けて」特許庁.
- 特許庁(2010b)「中小企業の知的財産経営の定着に向けた考え方」『Web とつきよ』平成22年8月号, pp. 12-16.  
([http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/web\\_tokkyo/16\\_3.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/web_tokkyo/16_3.pdf))
- 特許庁(2012a)『特許行政年次報告書』特許庁.
- 特許庁(2012b)『2012年度模倣被害調査報告書』

<sup>5</sup> 特許庁(2010a) pp.14-19を参照。

<sup>6</sup> 知的財産権利別被害動向は、商標57.8%、意匠38%、特許・実用新案33.3%、著作物16.8%であった。